

離島体験宿泊交流施設改修工事 令和7・8年度

図面番号		図面名		図面番号		図面名	
建築工事（内部改修工事）				建築工事（外部改修工事）			
A-00	図面目録			A外-01	外部改修図／仕上表		
A-01	建築改修工事特記仕様書〔建築工事編〕－1			A外-02	外部改修図／1階平面図		
A-02	建築改修工事特記仕様書〔建築工事編〕－2			A外-03	外部改修図／2階平面図		
A-03	建築改修工事特記仕様書〔建築工事編〕－3			A外-04	外部改修図／屋根伏図		
A-04	建築改修工事特記仕様書〔建築工事編〕－4			A外-05	外部改修図／立面図1		
A-05	改修工事区分表			A外-06	外部改修図／立面図2		
A-06	案内図・求積図			A外-07	外部改修図／断面図1		
A-07	配置図			A外-08	外部改修図／断面図2		
A-08	内部改修図／内部仕上表1			A外-09	外部改修図／1階天井伏図		
A-09	内部改修図／内部仕上表2			A外-10	外部改修図／2階天井伏図		
A-10	内部改修図／1階平面図 A-10-2（範囲参考図）			A外-11	外部改修図／調査集計表		
A-11	内部改修図／2階平面図 A-11-2（範囲参考図）			A外-12	外部改修図／1階建具キープラン		
A-12	内部改修図／立面図1			A外-13	外部改修図／2階建具キープラン		
A-13	内部改修図／立面図2			A外-14	外部改修図／鋼製建具表1		
A-14	内部改修図／断面図1			A外-15	外部改修図／鋼製建具表2		
A-15	内部改修図／断面図2			A外-16	外部改修図／部位工法図		
A-16	内部改修図／断面詳細図1			A外-17	外部改修図／雑詳細図		
A-17	内部改修図／断面詳細図2						
A-18	内部改修図／断面詳細図3			解体工事			
A-19	内部改修図／1階平面詳細図1			K-01	解体工事特記仕様書－1		
A-20	内部改修図／1階平面詳細図2			K-02	解体工事特記仕様書－2		
A-21	内部改修図／1階平面詳細図3			K-03	解体撤去図／1階平面図		
A-22	内部改修図／2階平面詳細図			K-04	解体撤去図／2階平面図		
A-23	内部改修図／展開図1			K-05	解体撤去図／1階アスベスト除去範囲図		
A-24	内部改修図／展開図2			K-06	解体撤去図／2階アスベスト除去範囲図		
A-25	内部改修図／展開図3			K-07	解体撤去図／立面図1		
A-26	内部改修図／展開図4			K-08	解体撤去図／立面図2		
A-27	内部改修図／展開図5			K-09	解体撤去図／断面図1		
A-28	内部改修図／展開図6			K-10	解体撤去図／断面図2		
A-29	内部改修図／展開図7			K-11	解体撤去図／展開図1		
A-30	内部改修図／展開図8			K-12	解体撤去図／展開図2		
A-31	内部改修図／展開図9			K-13	解体撤去図／展開図3		
A-32	内部改修図／1階天井伏図			K-14	解体撤去図／展開図4		
A-33	内部改修図／2階天井伏図			K-15	解体撤去図／展開図5		
A-34	内部改修図／建具キープラン			K-16	解体撤去図／展開図6		
A-35	内部改修図／鋼製・木製建具表			K-17	解体撤去図／1階天井伏図		
A-36	内部改修図／既存1階建具キープラン			K-18	解体撤去図／2階天井伏図		
A-37	内部改修図／既存2階建具キープラン			K-19	解体撤去図／1階建具キープラン		
A-38	内部改修図／既存鋼製建具表1			K-20	解体撤去図／2階建具キープラン		
A-39	内部改修図／既存鋼製建具表2			K-21	解体撤去図／鋼製建具表1		
A-40	内部改修図／雑詳細図			K-22	解体撤去図／鋼製建具表2		
A-41	内部改修図／棚詳細図1			K-23	解体撤去図／木製建具表1		
A-42	内部改修図／棚詳細図2						
A-43	法規チェックリスト1						
A-44	法規チェックリスト2						

[illegible]

工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和7・8年度
工事場所	南城市知念字久地内	図面名称	表紙・図面目録
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮 尺	NO SCALE
摘 要		図面番号	A-00
検 印	管理建築士 設 計 製 図	設 計 者 氏 名	上城技術情報株式会社
		資格者氏名	1級建築士 鎌沢21224号 宮城 富夫
		計 画 者 氏 名	(知事) 登峰 155-983 号 宮城 登
		登録地番	宮野郡志摩町 第1丁目18番20号

建築工事特記仕様書【電気設備工事編】

令和5年7月改定版

1 工事概要

(1) 工事名：離島体験宿泊交流施設改修実施設計業務委託

(2) 工事場所：南城市知念字久高地内

(3) 建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積 (㎡)	用途区分
			消防法施行令別表第一
宿泊交流施設			
計			

(4) 工事科目 (○印を付けたものを適用する)

(注：延べ面積は建築基準法による表記)

工事科目	建物別及び屋外			
	宿泊交流施設			屋外
電灯設備	○			
動力設備				
電熱設備				
雷保護設備				
受変電設備				
電力貯蔵設備				
発電設備				
構内情報通信網設備				
構内交換設備				
情報表示設備				
映像・音響設備				
拡声設備	○			
誘導支援設備				
テレビ共同受信設備	○			
監視カメラ設備				
駐車場管制設備				
防犯・入退室管理設備				
火災報知設備	○			
中央監視制御設備				
構内配電線路				
構内通信線路				
テレビ電波障害防除設備				
発生材処理				
撤去工事	○			
軽微な機械設備工事				
軽微な建築工事				

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和7年4月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和7年4月の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 電気設備工事仕様

(1) 標準仕様書等

ア 図面及びこの特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（令和4年版）（以下「標準仕様書」という。）による

イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（令和4年版）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（令和4年版）による。

(2) 特記仕様

ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。

イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。

ウ 項目に記載の（ ）内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。

エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。）がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」（平成19年7月24日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届け出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届け出をおこなうこと。

ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と公邸に関する協議を行うこと。

(3) ワンデーレスポンスの実施

ア この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまで回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

イ 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。

ウ 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。

エ 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

(4) 工事監理業務への協力等

ア 本工事の工事監理業務（建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ）は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。

イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者（以下「管理技術者等」という。）の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。

ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。

エ 建設業法第23条の2の規定に基づく工事監理に対する報告の書類は監督員に提出すること。

(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する者。）から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督員を通して関連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室防災危機管理科及び沖縄県土木建築部技術・穿設化に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊に」より指示等があるまでは、そのままの状態で保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア 工事に用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。

イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ さし柵の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。

キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の仕様の禁止等について

ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用される車両（資機材棟の搬出乳車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。）を使用し、又は使用させてはならない。

イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。

イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。

ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

(12) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から24条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン（営繕工事編）」（沖縄県土木建築部）によるものとする。

(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう）の内の事業主が納付義務を負う保険料（以降「法定福利費」という。）を明示すること。

また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適切に算出すること。

イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法19条の3に違反するおそれがないか確認します。

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（国土交通省HP）】
<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>

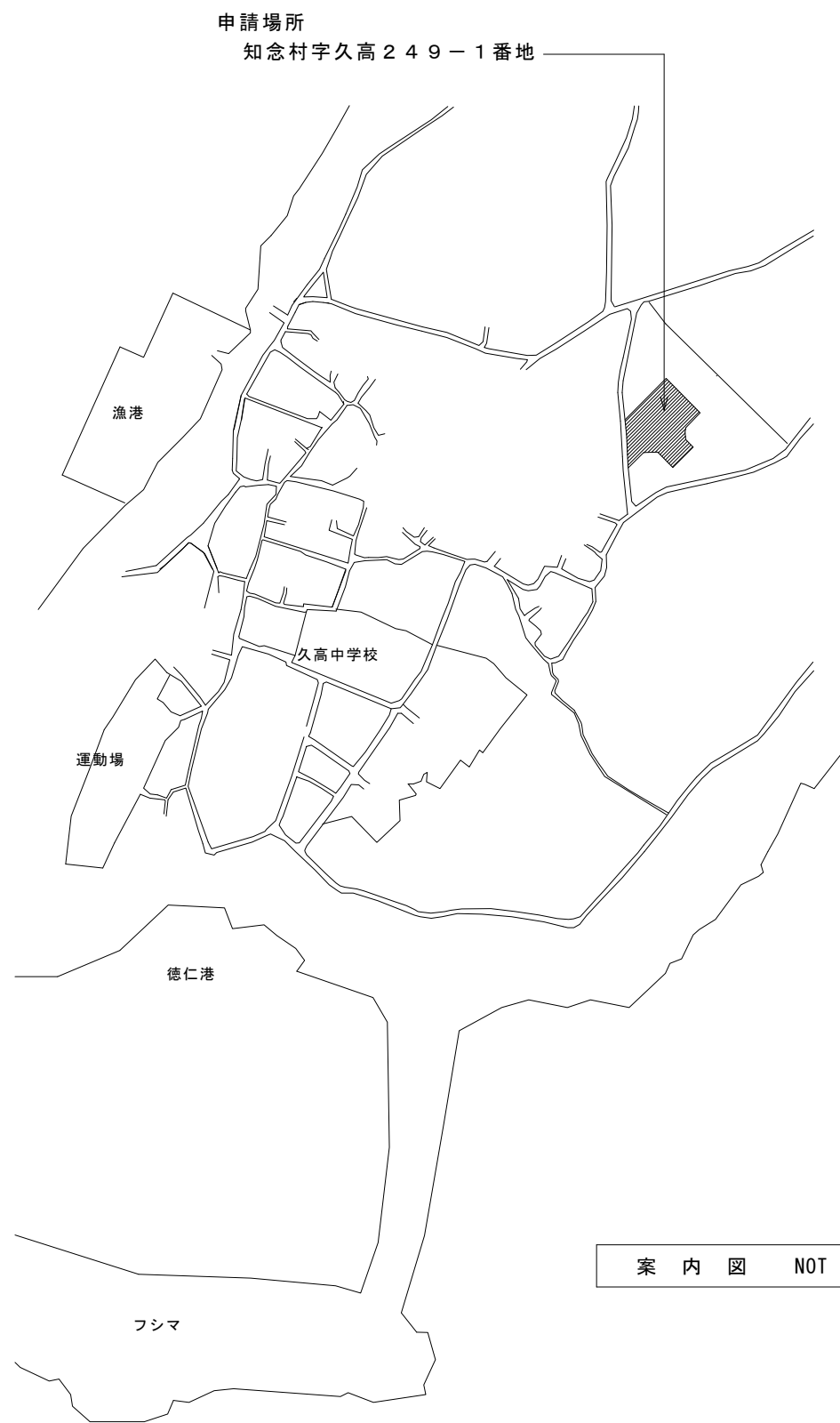
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）（国土交通省HP）】
<https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf>

【各団体が作成した標準見積書（国土交通省HP）】
ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensetusangyou_const_tk2_000082.html

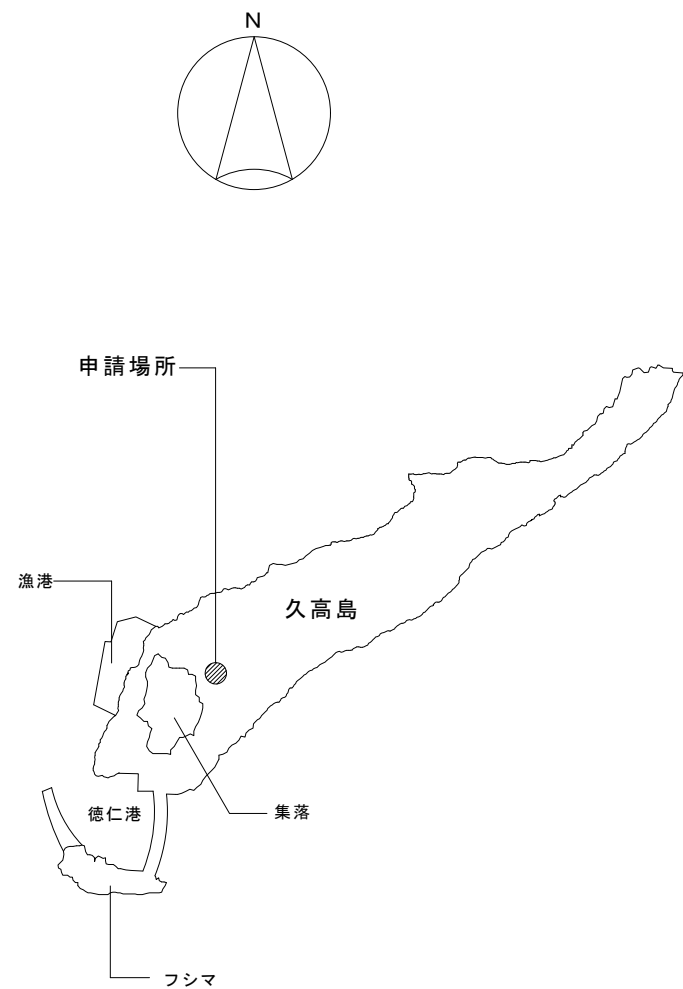
工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和7・8年度
工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	建築工事特記仕様書【電気設備工事編】その1
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮尺	NO SCALE
摘要		図面番号	E-01
検印	管理建築士	設計	製図
股	名称	上城技術情報株式会社	
計	資格者氏名	1級建築士 登録212229号 宮城 富夫	
者	登録番号	(知事)登録第155-983号	
所	所在地	宜野湾市嘉数二丁目18番20号	

項目		特記事項		項目		特記事項		項目		特記事項																																														
一般共通事項																																																								
○	1 工事実績情報の登録 (1.1.4)	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。				イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている契約工期中の期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 (2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。		○	16 発生材の処理等 (1.3.9)	適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。（建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など） (1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。 <table><tr><td></td><td colspan="2">発生材の種類及び処理方法</td></tr><tr><td>引渡しを要するもの</td><td>○無</td><td>・有（図示）</td></tr><tr><td>特別管理産業廃棄物</td><td>○無</td><td>・有（図示） ※現場調査を行う</td></tr><tr><td>再利用を図るもの</td><td>○無</td><td>・有（図示）</td></tr></table>			発生材の種類及び処理方法		引渡しを要するもの	○無	・有（図示）	特別管理産業廃棄物	○無	・有（図示） ※現場調査を行う	再利用を図るもの	○無	・有（図示）																																	
	発生材の種類及び処理方法																																																							
引渡しを要するもの	○無	・有（図示）																																																						
特別管理産業廃棄物	○無	・有（図示） ※現場調査を行う																																																						
再利用を図るもの	○無	・有（図示）																																																						
○	2 適用図書等 (1.1.6)	※公共建築工事標準仕様書（令和4年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築改修工事標準仕様書（令和4年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築設備工事標準図（令和4年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修） ※営繕工事写真撮影要領（令和5年版） ※（建築、電気設備、機械設備）工事監理指針（令和4年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業（建築材料・設備機材等）評価名簿（令和4年版）（一般社団法人公共建築協会） ※		○	11 主任技術者等の資格	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門又は建設部門に合格した者 ○資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。				(2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので、適正に処理すること。 (3) 建設リサイクルの推進について 受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設副産物情報交換システム」（以下「COBRIS」という。）により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適正に処理されたことを確認し、工事完成時にCOBRISにより作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 (4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。 ただし、島内、もしくは建設発生木材（伐採木を含む）・建設汚泥については工事現場から50km以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。 ①搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設へ搬出 ②搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいくる材の製造業者へ出荷している施設へ搬出 (5) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合うちから運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体の取扱い基準について ア) 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、「廃棄物」という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正委に処理するものとし、必要と認められる経費については変更できるものとする。 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が作業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な産業廃棄物情報（成分正状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入材が無ければ、下記HPに記載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても指し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ) 発生する濁水（汚濁）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について（通知）（平成24年3月28日付け土技第1257号）」に基づき、適正委に処理すること。 ウ) 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて（通知）（平成25年1月17日付け土技第942号）」に基づき、適正に処理すること。 (7) 撤去前に内容物（燃料、冷媒、吸収液、廃油等）の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料（アスベスト、鉛、PCB等）が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。																																														
○	3 別契約の関連工事 (1.1.7)	(1) 関連工事との取り合いは、別表－1による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。				(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門又は建設部門に合格した者 ○資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。				(2) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合うちから運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体の取扱い基準について ア) 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、「廃棄物」という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正委に処理するものとし、必要と認められる経費については変更できるものとする。 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が作業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な産業廃棄物情報（成分正状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入材が無ければ、下記HPに記載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても指し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ) 発生する濁水（汚濁）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について（通知）（平成24年3月28日付け土技第1257号）」に基づき、適正委に処理すること。 ウ) 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて（通知）（平成25年1月17日付け土技第942号）」に基づき、適正に処理すること。 (7) 撤去前に内容物（燃料、冷媒、吸収液、廃油等）の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料（アスベスト、鉛、PCB等）が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。																																														
	4 工事の一時中止に係る事項 (1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。				(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門又は建設部門に合格した者 ○資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。				(2) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合うちから運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体の取扱い基準について ア) 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、「廃棄物」という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正委に処理するものとし、必要と認められる経費については変更できるものとする。 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が作業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な産業廃棄物情報（成分正状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入材が無ければ、下記HPに記載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても指し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ) 発生する濁水（汚濁）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について（通知）（平成24年3月28日付け土技第1257号）」に基づき、適正委に処理すること。 ウ) 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて（通知）（平成25年1月17日付け土技第942号）」に基づき、適正に処理すること。 (7) 撤去前に内容物（燃料、冷媒、吸収液、廃油等）の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料（アスベスト、鉛、PCB等）が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。																																														
	5 工事の余裕期間	・ 余裕期間を設定する工事 【 方式】 【以下から選択：発注者指定方式／任意着手方式／ツフレックス方式】 (1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。 なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 (2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書（様式－1）」を作成し、発注者（契約担当者）に通知（提出）すること。 (3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。 の始期に提出するものとする。		12 監理技術者の兼務（特例監理技術者の配置）	※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規程の適用を受ける監理技術者（特定監理技術者）の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規程の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない。				(2) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合うちから運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体の取扱い基準について ア) 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、「廃棄物」という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正委に処理するものとし、必要と認められる経費については変更できるものとする。 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が作業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な産業廃棄物情報（成分正状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入材が無ければ、下記HPに記載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても指し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ) 発生する濁水（汚濁）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について（通知）（平成24年3月28日付け土技第1257号）」に基づき、適正委に処理すること。 ウ) 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて（通知）（平成25年1月17日付け土技第942号）」に基づき、適正に処理すること。 (7) 撤去前に内容物（燃料、冷媒、吸収液、廃油等）の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料（アスベスト、鉛、PCB等）が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。																																															
	6 概成工期 (1.2.1)	図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。		13 施工条件 (1.3.3)	施工条件は、図示及び以下による。 ()				(2) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合うちから運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体の取扱い基準について ア) 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、「廃棄物」という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正委に処理するものとし、必要と認められる経費については変更できるものとする。 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が作業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な産業廃棄物情報（成分正状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入材が無ければ、下記HPに記載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても指し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ) 発生する濁水（汚濁）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について（通知）（平成24年3月28日付け土技第1257号）」に基づき、適正委に処理すること。 ウ) 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて（通知）（平成25年1月17日付け土技第942号）」に基づき、適正に処理すること。 (7) 撤去前に内容物（燃料、冷媒、吸収液、廃油等）の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料（アスベスト、鉛、PCB等）が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。																																															
	7 施工図等 (1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1/50程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。		14 交通安全管理 (1.3.6)	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。（令和3年2月10日沖縄県公安委員会告示第38号）				(2) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合うちから運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体の取扱い基準について ア) 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、「廃棄物」という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正委に処理するものとし、必要と認められる経費については変更できるものとする。 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が作業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な産業廃棄物情報（成分正状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入材が無ければ、下記HPに記載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても指し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ) 発生する濁水（汚濁）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について（通知）（平成24年3月28日付け土技第1257号）」に基づき、適正委に処理すること。 ウ) 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて（通知）（平成25年1月17日付け土技第942号）」に基づき、適正に処理すること。 (7) 撤去前に内容物（燃料、冷媒、吸収液、廃油等）の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料（アスベスト、鉛、PCB等）が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。																																															
	8 工事の記録 (1.2.4)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。		15 施工中の環境保全等 (1.3.8)	(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号）による建設機械を使用する。 (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW) ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） キ ローラ類 ク ホイールクレーン				(2) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合うちから運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体の取扱い基準について ア) 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、「廃棄物」という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正委に処理するものとし、必要と認められる経費については変更できるものとする。 「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が作業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な産業廃棄物情報（成分正状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入材が無ければ、下記HPに記載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても指し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ) 発生する濁水（汚濁）に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について（通知）（平成24年3月28日付け土技第1257号）」に基づき、適正委に処理すること。 ウ) 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて（通知）（平成25年1月17日付け土技第942号）」に基づき、適正に処理すること。 (7) 撤去前に内容物（燃料、冷媒、吸収液、廃油等）の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料（アスベスト、鉛、PCB等）が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。																																															
○	9 設計図CADデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。																																																						
	10 施工管理体制 (1.3.1)	(1) 工事請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合8,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 ※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。																																																						
<table><tr><td>工事名称</td><td colspan="2">離島体験宿泊交流施設改修工事</td><td>工事年度</td><td colspan="2">令和7・8年度</td></tr><tr><td>工事場所</td><td colspan="2">南城市知念字久高地内</td><td>図面名称</td><td colspan="2">建築工事特記仕様書【電気設備工事編】その2</td></tr><tr><td>発注機関</td><td colspan="2">南城市土木建築部 都市整備課</td><td>縮尺</td><td colspan="2">NO SCALE</td></tr><tr><td>摘要</td><td colspan="2"></td><td>図面番号</td><td colspan="2">E-02</td></tr><tr><td rowspan="4">検印</td><td>管理建築士</td><td>設計</td><td>製図</td><td>設名</td><td>称 上城技術情報株式会社</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>資格者氏名</td><td>1級建築士 録第212229号 宮城 富夫</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>登録番号</td><td>(知事)登録第 155-983 号</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>所在地</td><td>宜野湾市嘉数二丁目18番20号</td></tr></table>												工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事		工事年度	令和7・8年度		工事場所	南城市知念字久高地内		図面名称	建築工事特記仕様書【電気設備工事編】その2		発注機関	南城市土木建築部 都市整備課		縮尺	NO SCALE		摘要			図面番号	E-02		検印	管理建築士	設計	製図	設名	称 上城技術情報株式会社				資格者氏名	1級建築士 録第212229号 宮城 富夫				登録番号	(知事)登録第 155-983 号				所在地	宜野湾市嘉数二丁目18番20号
工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事		工事年度	令和7・8年度																																																				
工事場所	南城市知念字久高地内		図面名称	建築工事特記仕様書【電気設備工事編】その2																																																				
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課		縮尺	NO SCALE																																																				
摘要			図面番号	E-02																																																				
検印	管理建築士	設計	製図	設名	称 上城技術情報株式会社																																																			
				資格者氏名	1級建築士 録第212229号 宮城 富夫																																																			
				登録番号	(知事)登録第 155-983 号																																																			
				所在地	宜野湾市嘉数二丁目18番20号																																																			

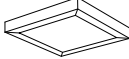
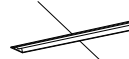
項目		特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																														
○ 17	工事の保険等	(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。 ※火災保険 ※組立保険 ※請負業者賠償責任保険 ・建設工事保険 ・労働災害総合保険 (2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。 (3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。 ア 掛金収納書を契約後一か月以内（電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内）に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。 エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。	23	情報共有システムの使用	(5) 建築物等の利用に関する説明書について ・「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き（国土交通省ホームページに記載）を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。 作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員と (6) 受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これをの協議により決定する。 本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。 (1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。 【インターネット環境】：ブロードバンド回線 【パソコンOS】：Microsoft Windows 8.1／10 【推奨ブラウザ】：Microsoft Edge 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。 (2) 受注者は沖縄県CALSシステムの利用にあっては、沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄CALSシステムを運営している者に支払うこと。 (3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）。	○ 33	磁気探査	(2) 建築物導入配管で不等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。 本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」（沖縄県土木建築部）によるものとし、位置は図示による。 (1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。 (2) 以下の負担金は受注者の負担とする。 ・電力引込に係る負担金（ 円） ※ (3) 図示されたものを除き、以下による。 ○位置ボックスは（・金属製 ○合成樹脂製 ・ ）とする。 ○フラッシュプレートは（・樹脂製 ・ステンレス製 ○新金属製 ・黄銅WB製 ）とする。 ○ ※ ・長さ1m以上の入線しない電線管には、直径1.2mm以上の被覆鉄線を挿入する。																												
○ 18	ゆいくる材について	(1) ゆいくる材の利用 ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材は率先して使用することとする。 イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。 (2) ゆいくる材の品質管理 ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。 イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。	24	墜落制止用器具	・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、腰ベルトの使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年6月22日付け基発0622第2）を遵守すること。	別表ー1（関連工事との取り扱い）																														
○ 19	機材の品質等 (1.4.2)	※工事に使用する機材の品質等は図示（機器仕様書等）又はこれらと同等のものとする。（製品番号等は参考であり限定しない。） ※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。 ※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」（一般社団法人公共建築協会）による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。	25	「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事	・ 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象である。 」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」（2018.12.21日本建設業連合会）を参照し実施するものである。																															
20	化学物質の濃度測定 (1.5.7)	(1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。 <table><tr><th>測定対象室</th><th>測定箇所数</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> (2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。	測定対象室	測定箇所数	備考										26	建設キャリアアップシステム（CCUS）活用について	・ 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）活用工事実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事施行要領（案）」の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。 受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。 実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し実施するものとする> 本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。 監督員事務所を本工事で（※設置しない ・設置する（・構内 ・構外 ・既存建物内一部使用））。 監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。 <table><tr><th>設置する備品等の種類</th><th>数量</th><th>設置する備品等の種類</th><th>数量</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の（2）手すり据置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行うこと。	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量													○ 34	その他	
測定対象室	測定箇所数	備考																																		
設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																	
21	技術検査 (1.6.2)	中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。 ()	27	仮設工事 (2.1.1)		※配線は接続を含むものとする。																														
22	完成時の提出図書 (1.7.1)	(1) 本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効率化実施要領（案）」による。 (2) 本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。 (3) 工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか（一財）沖縄県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けること。 工事完成図書は、電子媒体で（正）1部提出する。 「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化のファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協議の上、決定すること。 (4) 受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ア ゆいくる材利用状況報告書 イ ゆいくる材出荷量証明書	28	土工事 (2.2.1)	建設発生土の処分は次による。 ※構内敷きならし ・構内たい積 ・構外搬出適切処理 搬出先名称（ ） 搬出先所在地（ ） 運搬距離（ ） 運搬先基準（条件）（ ） めっき又は塗装が施された機材の塗装は図示による他、標準仕様書等、標準図による。 監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示（機器仕様書等）によるほか標準仕様書等、標準図による。																															
			29	塗装工事 (2.7.1)																																
			○ 30	機材																																
			○ 31	施工	監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。																															
			○ 32	耐震施工	(1) 耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。 ・「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」 ・ ・ ・	設 計 者 名 称 上城技術情報株式会社 資格者氏名 1級建築士 録第212229号 宮城 富夫 登録番号 (知事)登録第 155-983 号 所在地 宜野湾市嘉数二丁目18番20号																														



案 内 図 NOT TO SCALE

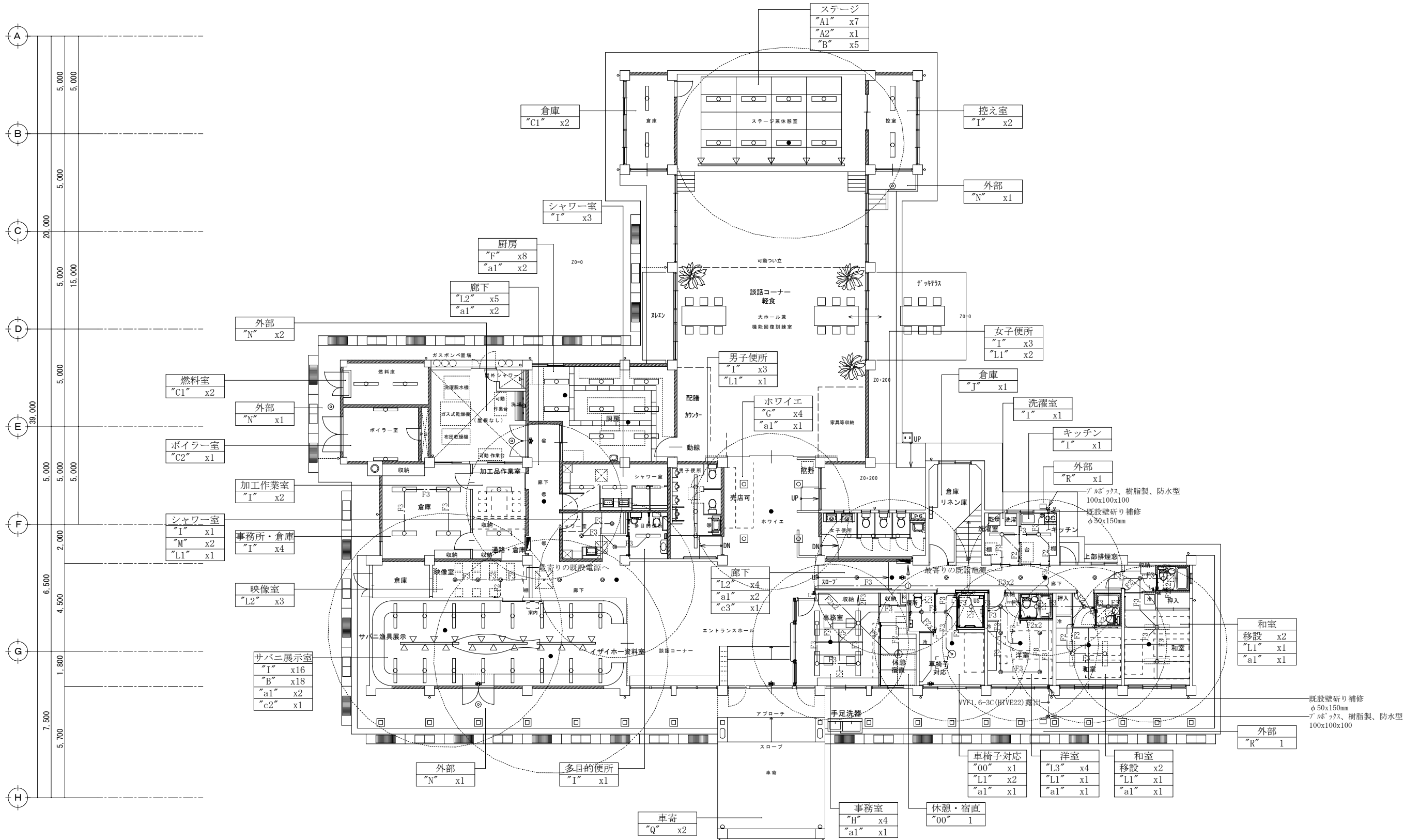
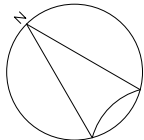


工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和 7・8 年度
工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	案内図
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮 尺	S=1/200, 400 (A1) S=1/400, 800 (A3)
摘 要		図面番号	E - 0 4
検 印	管理建築士 設 計 製 図	設 計 者	名 称 上城技術情報株式会社 資格者氏名 1 級建築士 録第212229号 宮城 富夫 登 録 番 号 (知事) 登録第 155-983 号 所 在 地 宜野湾市嘉数二丁目18番20号

A1iDシリーズ直付型40形 Dスタイル W230		A2iDシリーズ非常灯 40形 Dスタイル W230 リモコン自己点検機能付		BLED電球4、2・7、6・8、0W×1 スポットライト		C1iDシリーズ直付型40形 反射笠付型		C2iDシリーズ直付型40形 反射笠付型		D高天井ダウンライト 1500形	
直付XLX450DENPLE9		直付XLG451DGNCLE9		NNN01531B		直付XLX420KENPLE9		直付XLX450KENPLE9		高天井ダウンライトXND9930SSKLR9	
											
一般タイプ、52001mタイプ 消費電力31.9W、定格出力型、電圧100～242V 本体：銅板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光源寿命40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵		非常灯タイプ、52001m（Hf32形定格出力×2灯器具相当） 常時：非常用ライトバー点灯、非常時：非常灯本体組込LED（一般出力型）点灯 電圧：100～242V対応、蓄電池：ニッケル水素電池 非常灯評定番号：LAL E-027 非常用LEDレンズ：ガラス、常用ライトバー：ポリカーボネート（乳白） 光源寿命（非常用照明器具専用ライトバー）40000時間、点検スイッチ付 自己点検スイッチ付、充電モニタ（緑）付、リモコン：FSK90910K（別売）		ランプ：LDR5L-W-E11 灯具：アルミダイカスト（ブラックつや消し仕上） 天井取付専用 首振り範囲90度 100V配線ダクト用		一般タイプ、25001mタイプ 消費電力16.3W、定格出力型、電圧100～242V 本体：銅板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光源寿命40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵		一般タイプ、52001mタイプ 消費電力31.9W、定格出力型、電圧100～242V 本体：銅板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光源寿命40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵		LED内蔵<ワンコア（ひと粒）タイプ>、電源ユニット内蔵、一般光色タイプ 調光可能範囲（約5%～100%）、5000K、Ra70、拡散タイプ 光束維持時間：60000時間（光束維持率80%）、光源遮光角15度 器具光束：13800lm、消費電力：103.9W、電圧：100～242V 枠：銅板（ホワイトつや消し仕上） 反射板（上部）、反射板（下部）：アルミ（鏡面鏡面仕上） 埋込穴：φ400	
EiDシリーズ直付型40形 iスタイル		FiDシリーズ直付形40形 Dスタイル 防塵型・防雨型 W230		GiLEDスクエアベースライト FHP23形×3灯相当タイプ 直付型		HiDシリーズ増大型40形 下面開放型 W150		IiDシリーズ直付型40形 Dスタイル W150		JiDシリーズ直付型20形 iスタイル	
直付XLX420NENPLE9		直付XLW453DENZLE9		直付XL663PFVJLA9		埋込XLX450PENTLE9		直付XLX420AENPLE9		直付XLX210NENCLE9	
											
一般タイプ、25001mタイプ 消費電力16.3W、定格出力型、電圧100～242V 本体：銅板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光源寿命40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵		一般タイプ、52001mタイプ 消費電力32.5W、定格出力型、電圧100～242V 本体：ステンレス（高反射白色粉体塗装） 防塵型・防雨型ライトバー：ポリカーボネート（乳白）+アクリルコーティング 光源寿命40000時間（光束維持率85%） IP23防塵型、昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵		□400、乳白パネル、調光可能タイプ（約10～100%） 電圧：100～242V 光束維持時間：40000時間（光束維持率85%）、Ra：83 本体：銅板（高反射白色粉体塗装） 枠：銅板（高反射白色粉体塗装） パネル：アクリル（乳白） 昼白色（5000K）		一般タイプ、52001mタイプ 消費電力31.9W、定格出力型、電圧100～242V 光源寿命40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83、電源装置はライトバー側に内蔵 反射板：銅板（高反射白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 本体：亜鉛銅板		一般タイプ、25001mタイプ 消費電力16.3W、定格出力型、電圧100～242V 本体：銅板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光源寿命40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵		一般タイプ、16001mタイプ 消費電力11.6W、定格出力型、電圧100～242V 本体：銅板（白色粉体塗装） ライトバー（カバー）：ポリカーボネート（乳白） 光源寿命40000時間（光束維持率85%） 昼白色（5000K）、Ra83 電源装置はライトバー側に内蔵	
KLEDブラケット 60形電球1灯器具相当		L1ダウンライト 100形		L2ダウンライト 150形		L3ダウンライト 200形		L4ダウンライト 250形		MLEDSーリングライト	
LGB81703LE1		ダウンライトXND1069WNLE9 LRS1-08LE9		ダウンライトXND1069WNLE9 LRS1-13LE9		ダウンライトXND2069WNLE9 LRS1-17LE9		ダウンライトXND2569WNLE9 LRS1-22LE9		LGC2112D	
											
昼白色（5000K）、Ra83 器具光束453lm、消費電力4.5W、電圧100V 壁直付型、ツマミネジ方式、拡散タイプ カバー：アクリル（乳白つや消し） W=135 H=135 出し90		LED内蔵<ワンコア（ひと粒）タイプ>、電源ユニット内蔵、一般光色タイプ 5000K、Ra85、拡散タイプ 光源遮光角15度、光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 器具光束：1045lm、消費電力：7W、電圧：100～242V 反射板（上部）：プラスチック（ホワイト） 反射板（下部）：銅板（ホワイトつや消し仕上） 枠：銅板（ホワイトつや消し仕上）、埋込穴φ150		LED内蔵<ワンコア（ひと粒）タイプ>、電源ユニット内蔵、一般光色タイプ 5000K、Ra85、拡散タイプ 光源遮光角15度、光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 器具光束：1695lm、消費電力：11.6W、電圧：100～242V 反射板（上部）：プラスチック（ホワイト） 反射板（下部）：銅板（ホワイトつや消し仕上） 枠：銅板（ホワイトつや消し仕上）、埋込穴φ150		LED内蔵<ワンコア（ひと粒）タイプ>、電源ユニット内蔵、一般光色タイプ 5000K、Ra85、拡散タイプ 光源遮光角15度、光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 器具光束：2070lm、消費電力：15W、電圧：100～242V 反射板（上部）：プラスチック（ホワイト） 反射板（下部）：銅板（ホワイトつや消し仕上） 枠：銅板（ホワイトつや消し仕上）、埋込穴φ150		LED内蔵<ワンコア（ひと粒）タイプ>、電源ユニット内蔵、一般光色タイプ 調光範囲（約1%～100%）、5000K、Ra85、拡散タイプ 光源遮光角15度、光束維持時間40000時間（光束維持率85%） 器具光束：2515lm、消費電力：18.6W、電圧：100～242V 反射板（上部）：プラスチック（ホワイト） 反射板（下部）：銅板（ホワイトつや消し仕上） 枠：銅板（ホワイトつや消し仕上）、埋込穴φ150		昼光色（6500K）、Ra83 器具光束3200lm、消費電力25.6W、電圧100V 天井直付型、カチットP カバー：プラスチック（乳白つや消し） リモコンで（100%～5%）調光 専用リモコン送信器同梱	
NLEDシーリングライト 20形丸形蛍光灯1灯器具相当		OLEDSーリングライト 30形丸形蛍光灯1灯器具相当		PLEDBオーライト 60形電球1灯器具相当		QLEDボーライト 60形電球1灯器具相当		R投光器 水銀灯250形相当		SLED街路灯エバーライト140形相当	
LGW51716BCF1		LGW51704BCF1		LGW85066LE1		LGW85055BF		NYS15241KLE9		NNY22690LE9	
											
電球色（2700K）、Ra83 器具光束630lm、消費電力7.8W、電圧100V 防塵型・防雨型、拡散タイプ、ネジ込み方式 プラスチック（オフブラック） カバー：アクリル（乳白）		昼白色（5000K）、Ra83 器具光束865lm、消費電力10.7W、電圧100V 防塵型・防雨型、拡散タイプ、ネジ込み方式 プラスチック（オフブラック） カバー：アクリル（乳白）		昼白色（5000K）、Ra83 器具光束450lm、消費電力6.2W、電圧100V 拡散タイプ、防塵型・防雨型、天井直付型・壁直付型、ネジ込み方式 カバー：アクリル（乳白）		電球色（2700K）、高演色Ra90 器具光束332lm、消費電力7.4W、電圧100V 壁直付型、遙控指向仕様、防雨型、ネジ方式 （オフブラック） カバー：ガラス（乳白）		LED内蔵、電源ユニット内蔵、防雨型・防浪流型・耐塵型、広角タイプ配光 光束9500lm、消費電力68.2W、電圧100～242V 昼白色、5000K、Ra70光束維持時間60000時間（光束維持率80%） パネル：ポリカーボネート（透明つや消し） 保護等級IP65、耐風速6.0m/s 落下防止ワイヤー付、耐雷サージ：15KV		天板：アルミ（ミディアムグレーメタリック） 上方光束5～15%、耐雷サージ15kV、耐風速6m 落下防止ワイヤー付	
a1非常灯専用型リモコン自己点検機能付		a2LED非常灯専用型リモコン自己点検機能付		bひとセンサ段調光30分、Hf32形高出力型器具1灯相当		c1LED B級・BH形 避難口誘導灯片面型		c2LED B級・BH形 避難口誘導灯片面型		c3LED B級・BL形 通路誘導灯両面型	
NNFB90605K		NNFB93607C		NNCF40135JLE9		FA40312CLE1+FK20300		FA40312CLE1+FK20300+FP01525C		FA20322CLE1+FK20318×2	
											
φ100低天井・小空間用（～3m）、30分間タイプ LED内蔵、非常時・非常灯用LED点灯/常時消灯 非常灯評定番号：LAL E-004 レンズ：ガラス、カバー：銅板（クールホワイトつや消し仕上） 電圧：100～242V、蓄電池：ニッケル水素電池 点検スイッチ付、自己点検スイッチ付 充電モニタ（緑）付、リモコン：FSK90910K（別売） 保守率：0.92 K0143779		φ100高天井用（～10m）、30分間タイプ LED内蔵、非常時・非常灯用LED点灯/常時消灯 非常灯評定番号：LAL E-006 レンズ：ガラス、カバー：銅板（クールホワイトつや消し仕上） 電圧：100～242V、蓄電池：ニッケル水素電池 点検スイッチ付、自己点検スイッチ付 充電モニタ（緑）付、リモコン：FSK90910K（別売） 保守率：0.92 K0143777		非常用LED光源本体組込、段調光センサ本体組込 非常灯評定番号：LAL E-018 本体：銅板（白色塗装） 電圧：100～242V対応、蓄電池：ニッケル水素電池 常用光源LED光束維持時間：40000時間 自己点検機能付、リモコン：FSK90910K（別売） 保守率：0.92 K0169473		LED誘導灯コンパクトスクエア B級・BH形 片面型 壁・天井直付型 一般型（20分間） ニッケル水素蓄電池 リモコン自己点検機能付 型式認定番号：1AL111-3211		LED誘導灯コンパクトスクエア B級・BH形 片面型 吊下型 一般型（20分間） ニッケル水素蓄電池 リモコン自己点検機能付 型式認定番号：1AL111-3211		LED誘導灯コンパクトスクエア B級・BL形 両面型 天井直付型 一般型（20分間） ニッケル水素蓄電池 リモコン自己点検機能付 型式認定番号：1AM221-3620	
器具取付高さ		器具取付高さ		器具取付高さ		器具取付高さ		器具取付高さ		器具取付高さ	
単体配置		単体配置		単体配置		単体配置		単体配置		単体配置	
A1		A1		A1		A1		A1		A1	
2.2m		4.5m		4.5m		6.0m		6.0m		6.0m	
2.3m		5.0m		5.0m		6.0m		6.0m		6.0m	
2.5m		6.0m		6.0m		7.0m		7.0m		7.0m	
2.6m		7.0m		7.0m		8.0m		8.0m		8.0m	
2.7m		8.0m		8.0m		8.0m		8.0m		8.0m	

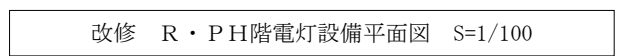
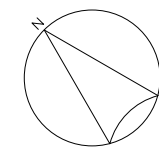
工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和7・8年度
工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	改修 照明器具表
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮 尺	—
摘 要		図面番号	E-06
検 印	管理建築士	設 計	製 図
設計者		名称	上城技術情報株式会社
資格者氏名		1級建築士 録第212229号 宮城 富夫	
登録番号		(知事)登録第155-983号	
所在地		宜野湾市嘉数二丁目18番20号	

1	1 a	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
							43,500						
			14,500				15,000				14,000		
	1,500	3,000	5,000	5,000	2,600	2,400	5,000	2,400	2,600	3,500	3,500	3,500	3,500
		4,500	5,000	5,000	2,600		9,800	2,600					



改修 1階電灯設備平面図 S=1/100

工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和 7・8 年度
工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	改修 1階電灯設備平面図
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	尺	S=1/100(A1) S=1/200(A3)
摘要		図面番号	E-07
検印	管理建築士 設計 製図	設計者	名称 上城技術情報株式会社
		資格者氏名	1級建築士 登録212229号 宮城 富夫
		登録番号	(知事)登録第 155-983 号
		所在地	宜野湾市嘉数二丁目18番20号



改修 2階電灯設備平面図 S=1/100

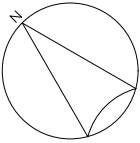
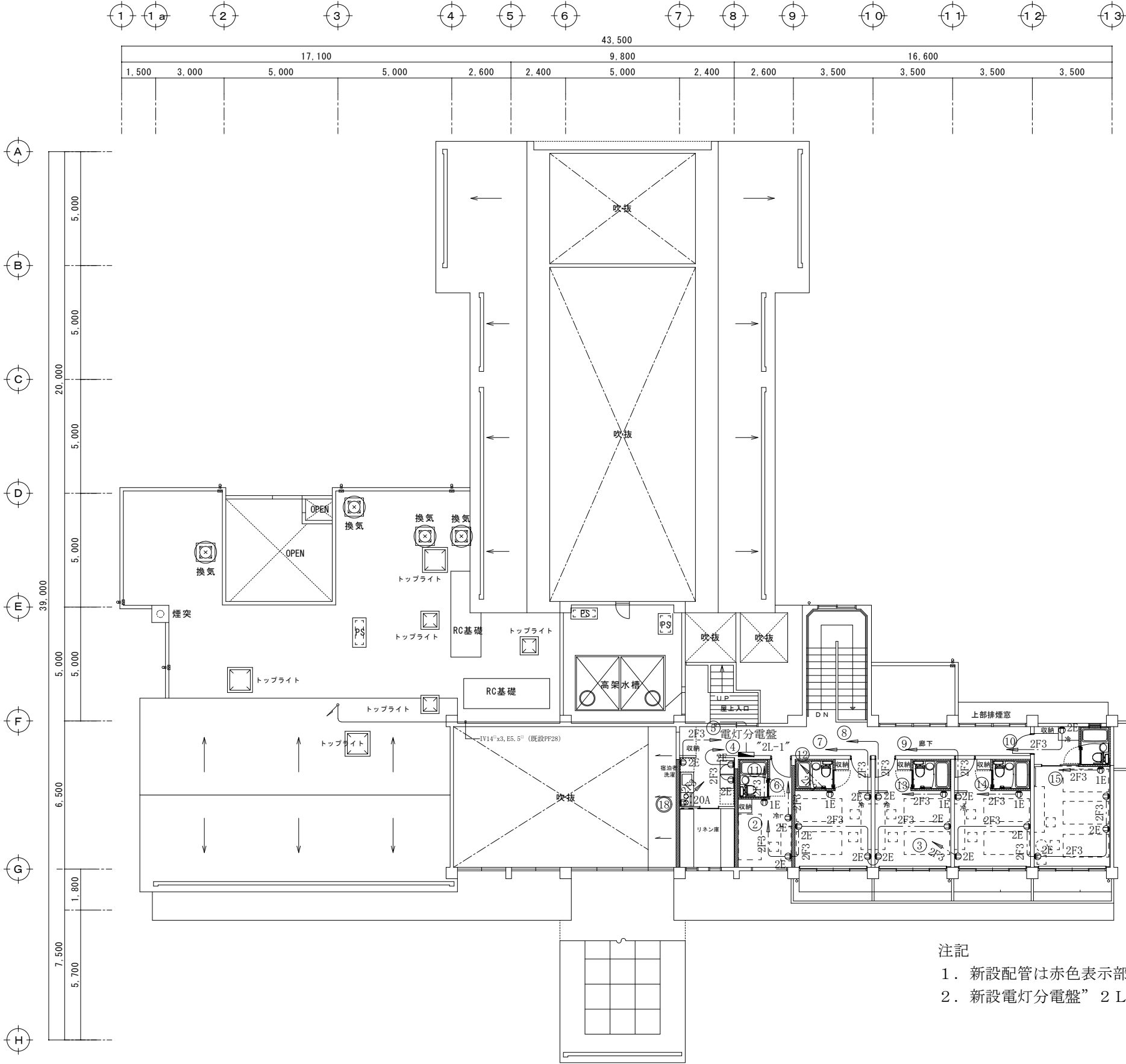
工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和 7・8 年度
工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	改修 2・R・P 附電灯設備平面図
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮 尺	S=1/100(A) S=1/200(A3)
摘 要		図面番号	E-08
検 印	管理建築士	設 計 者	上城技術情報株式会社
		資格者氏名	1級建築士 鎌田 12229 宮城 富夫
		登 録 番 号	(知事)登録第 155-983 号
		所在地	宜野湾市嘉数 丁 2 丁目 18 番 20 号



1. 新設配管は赤色表示部分とする。
2. 大ホール兼機能回復訓練室空調機の電源は既存の電源を再利用とする。
3. 厨房、イザイホー資料室空調機電源は既存動力盤”P-1”へ新たにブレーカーを設置し、各空調機へ新設露出配管線とする。
4. 洗濯脱水機、ガス式乾燥機、布団乾燥機の電源は既存動力盤”P-1”へ新たにブレーカーを設置し、各機械へ新設露出配管線とする。

改修 1階コンセント設備平面図 S=1/100

工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和 7・8 年度
工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	改修 1階コンセント設備平面図
工事機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮尺	S=1/100(A) S=1/200(A3)
摘要		図面番号	E - O 9
検 印	管理建築部 設計 製図	設 計 者	名称 上城技術情報株式会社 資格者氏名 資格者氏名 録第21229号 宮城 富夫 登録番号 (知事)登録第 155-983 号 所在地 宜野湾市嘉数二丁目18番20号

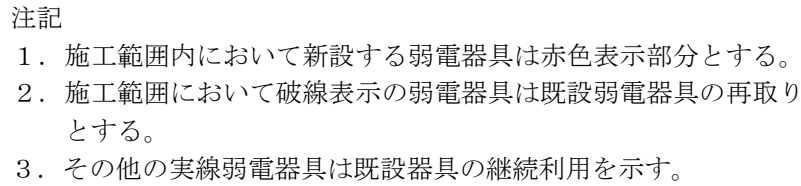


盤名称	主開閉盤	回路 番号	電圧 (V)	分岐開閉盤	負荷容量 (VA)	負 荷 名 称	備考
電灯分電盤 “2L-1” 銅板製 屋内埋込型	ELCB3P 100/60AT 中性線欠相 保護付 漏電警報付	①	100	MCCB 2P 30/20AT	400	電灯	
		②	100	MCCB 2P 30/20AT	500	コンセント	
		③	100	MCCB 2P 30/20AT	500	コンセント	
		④	100	MCCB 2P 30/20AT	200	コンセント	
		⑤	100	MCCB 2P 30/20AT	500	冷蔵庫	
		⑥	100	MCCB 2P 30/20AT	500	冷蔵庫	
		⑦	100	MCCB 2P 30/20AT	500	冷蔵庫	
		⑧	100	MCCB 2P 30/20AT	500	冷蔵庫	
		⑨	100	MCCB 2P 30/20AT	500	冷蔵庫	
		⑩	100	MCCB 2P 30/20AT	500	冷蔵庫	
		⑪	100	MCCB 2P 30/20AT	640	ルームエアコン	
		⑫	100	MCCB 2P 30/20AT	710	ルームエアコン	
		⑬	100	MCCB 2P 30/20AT	710	ルームエアコン	
		⑭	100	MCCB 2P 30/20AT	710	ルームエアコン	
		⑮	100	MCCB 2P 30/20AT	710	ルームエアコン	
		⑯	100	MCCB 2P 30/20AT	-	予備	
		⑰	100	MCCB 2P 30/20AT	-	予備	
		⑱	200	MCCB 2P 30/20AT	3,000		
		合計					11,080

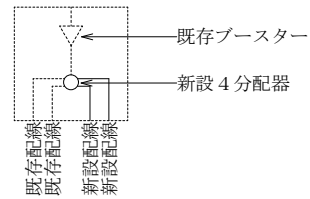
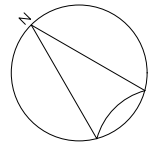
- 注記
- 新設配管は赤色表示部分とする。
 - 新設電灯分電盤”2L-1”へ電源配線。(既設配管再利用)

改修 2階コンセント設備平面図 S=1/100

工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和 7・8 年度
工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	改修 2階コンセント設備平面図
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮 尺	S=1/100 (A1) S=1/200 (A3)
摘 要		図面番号	E-10
検 印	管理建築士	設 計	製 図
		設 名 称	上城技術情報株式会社
		計 資格者氏名	1級建築士 登録212229号 宮城 富夫
		登 録 番 号	(知事)登録第 155-983 号
		所 在 地	宜野湾市嘉数二丁目18番20号



工事名称			離島体験宿泊交流施設改修工事		工事年度		令和 7・8 年度	
工事場所			南城市知念字久高地内		図面名称		改修 1 階弱電設備平面図	
免注機関			南城市土木建築部 都市整備課		縮小比率		S=1/100(A) S=1/200(A3)	
摘要					図面番号		E-11	
管理建築士			設 計		製 図		設 計 名 称	
校 印							上城技術情報株式会社	
							資格者氏名	
							1級建築士 緑葉212229号 宮城 富夫	
							登録番号	
							(地)章登録第 155-983 号	
							所在地	
							宜野湾市嘉数2丁目18番20号	



一既設TV機器收納箱

注記

1. 施工範囲内において新設する弱電器具は赤色表示部分とする。
2. 施工範囲において破線表示の弱電器具は既設弱電器具の再取り付けとする。
3. その他の実線弱電器具は既設器具の継続利用を示す。
4. 既存TV機器収納箱へ新たに4分配器を釣りつける。

工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和 7・8 年度
工事場所	南城市知念字久高内地	図面名称	改修 2 階陽電設備平面図
縮 尺		縮 尺	S=1/100 (A1) S=1/200 (A3)
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	図面番号	E-12
摘 要		設 計	上城技術情報株式会社
摘 印	管理建築士 設計 製図	資格者氏名	1 級建築士 名 212229 号 富城 宣夫
		登録番号	(知事)登録第 155-983 号
		所在地	宜野湾市嘉数 2 丁目 18 番 20 号

解体工事特記仕様書（電気設備）

1 節 一般事項

1－1 適用範囲

離島体験宿泊交流施設改修実施設計業務委託
建築物解体工事仕様書（平成31年版）、関連法規（建設リサイクル法、廃棄物処理法、資源有効利用促進法等）及び国土交通省建設リサイクルガイドラインを遵守し施工を行う。

1－2 用語の定義

本仕様書に於いて用いる用語の意味は次のとおりとする。

1）「分別解体」とは、建築物等に用いられた建設資材に係る廃棄物をその処理状態に応じて分別し、該当建築物を計画的に解体することをいう。

2）「破壊解体」とは、圧搾機、ブレーカー等により、躯体を破壊して解体する行為をいう。

3）「転倒解体」とは、柱、壁等の転倒方向を定めて脚部の一部を破壊し、所定の方に転倒させ解体することをいう。

4）「部分解体」とは、カッター、ワイヤーソー等により、躯体を部材ごと又は柱、梁の部材が組み合ったブロックごとに、切り離し解体することをいう。

5）「自立解体」とは、対象となる柱又は壁等が他の架構、壁等から」切り離され、自立した状態をいう。

6）「撤去・処分」とは、対象となる器具等を建物より撤去し適切なる処分を行うことをいう。

7）「撤去・引き渡し」とは、対象となる器具等を建物より再使用可能な状態で取り外し、その器具等を管理する企業等へ引き渡すことをいう。

2 節 調査・事前措置

2－1 施工調査

解体施工に係る施工調査は、特別管理処置、再使用、再資源化等に分類し調査を行う。

1）設計図書と現場の整合性を調査。

2）施工計画、処理方法

3）上記1）、2）をまとめて報告書作成

2－2 事前措置

a）特別管理産業廃棄物がある場合は、特別管理産業廃棄物等の処理に先立ち、種類別に具体的な処理計画、改修計画を定め施工計画書に記載する。

b）建築物等の解体に先立ち、各種設備の供給が停止していることを確認する。

なお、電線、ケーブル等の切断は、次の1）及び2）による。

1）切断は、躯体に支障がない位置で適切に行い、切断位置は記録を残し、監督職員に、提出する。

2）新たに配管・配線等の切り回しが必要となる場合は、監督職員と協議する。

c）落下する恐れのある付属物は撤去する。

d）建築物の解体に際して、周辺環境に害虫等による影響が予測される場合は駆除等を行う。

e）電気設備のコンデンサー等は、残留電荷の確認を行い、必要に応じて放電する。

3 節 建築物の解体手順

3－1 解体手順

解体手順は、次の1）から7）による。ただし、解体施工の技術上により難い場合は手順を変更し、監督職員に報告する。

- 1）建築設備
- 2）内・外装材
- 3）屋根瓦材等
- 4）躯体
- 5）基礎・杭その他
- 6）構内舗装等
- 7）地下埋設物、埋設配管

4 節 建築設備

a）電気設備は、次の1）から3）に分別解体する。

1）蛍光ランプ・H I Dランプ

2）機器類

3）その他電気設備

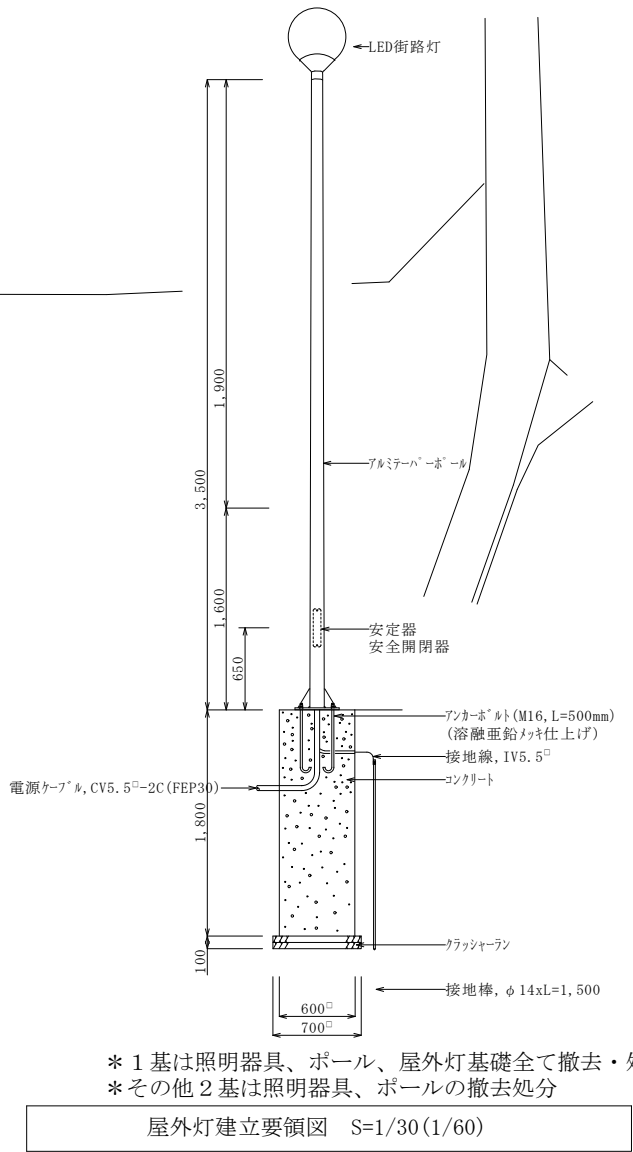
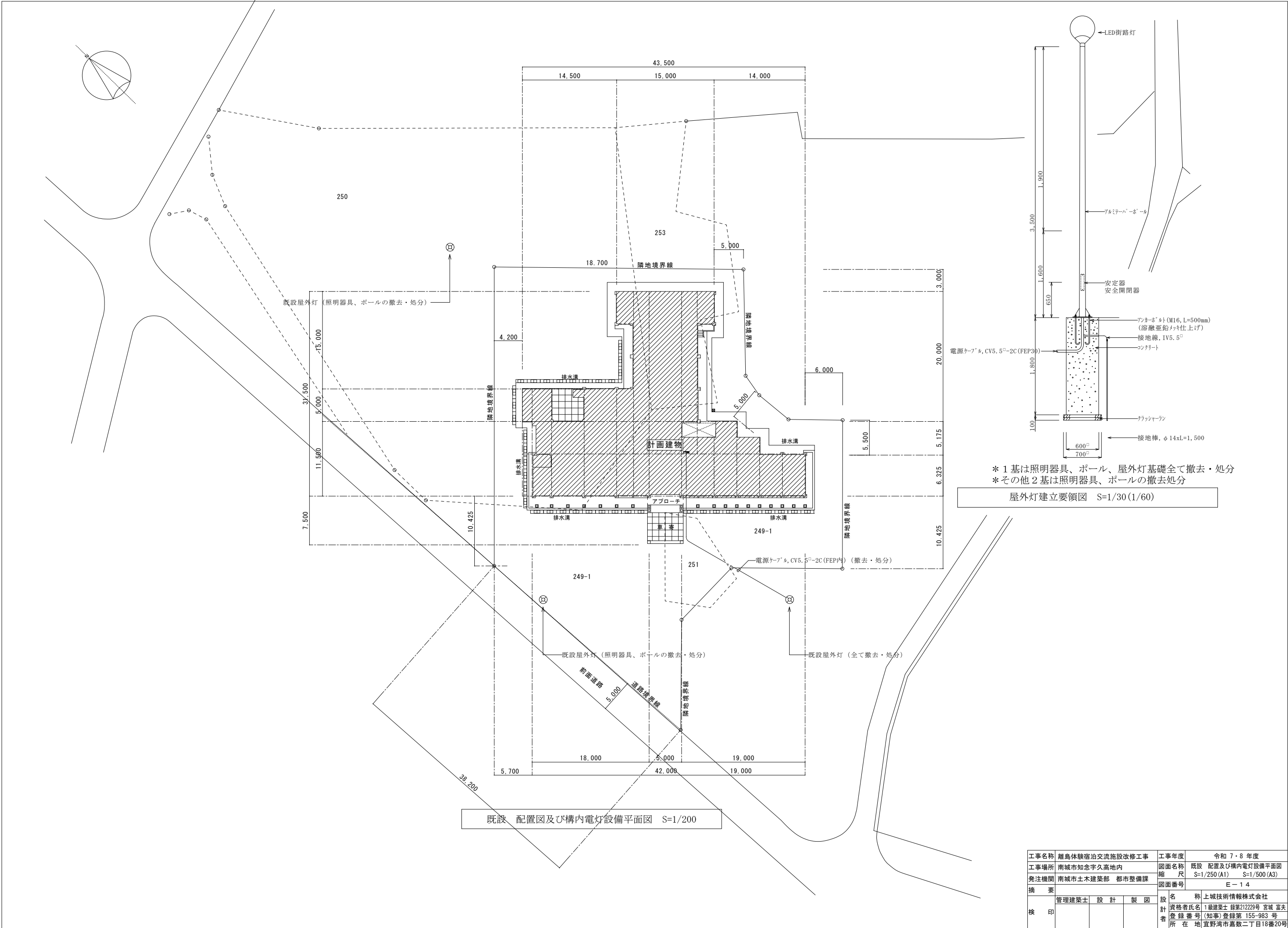
5 節 再資源化

下記の項目については、再資源化を行うものとする。

1）蛍光ランプ・H I Dランプ

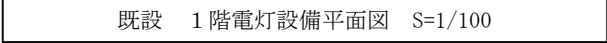
2）機器・配管等の金属類

工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和 7・8 年度
工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	解体工事特記仕様書（電気設備）
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮 尺	—
摘 要		図面番号	E－13
検 印	管理建築士	設 計	製 図
		設 計 者	名 称 上城技術情報株式会社 資格者氏名 1級建築士 録第212229号 宮城 富夫 登 録 番 号 (知事)登録第 155-983 号 所 在 地 宜野湾市嘉数二丁目18番20号

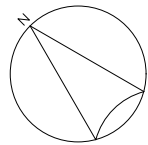
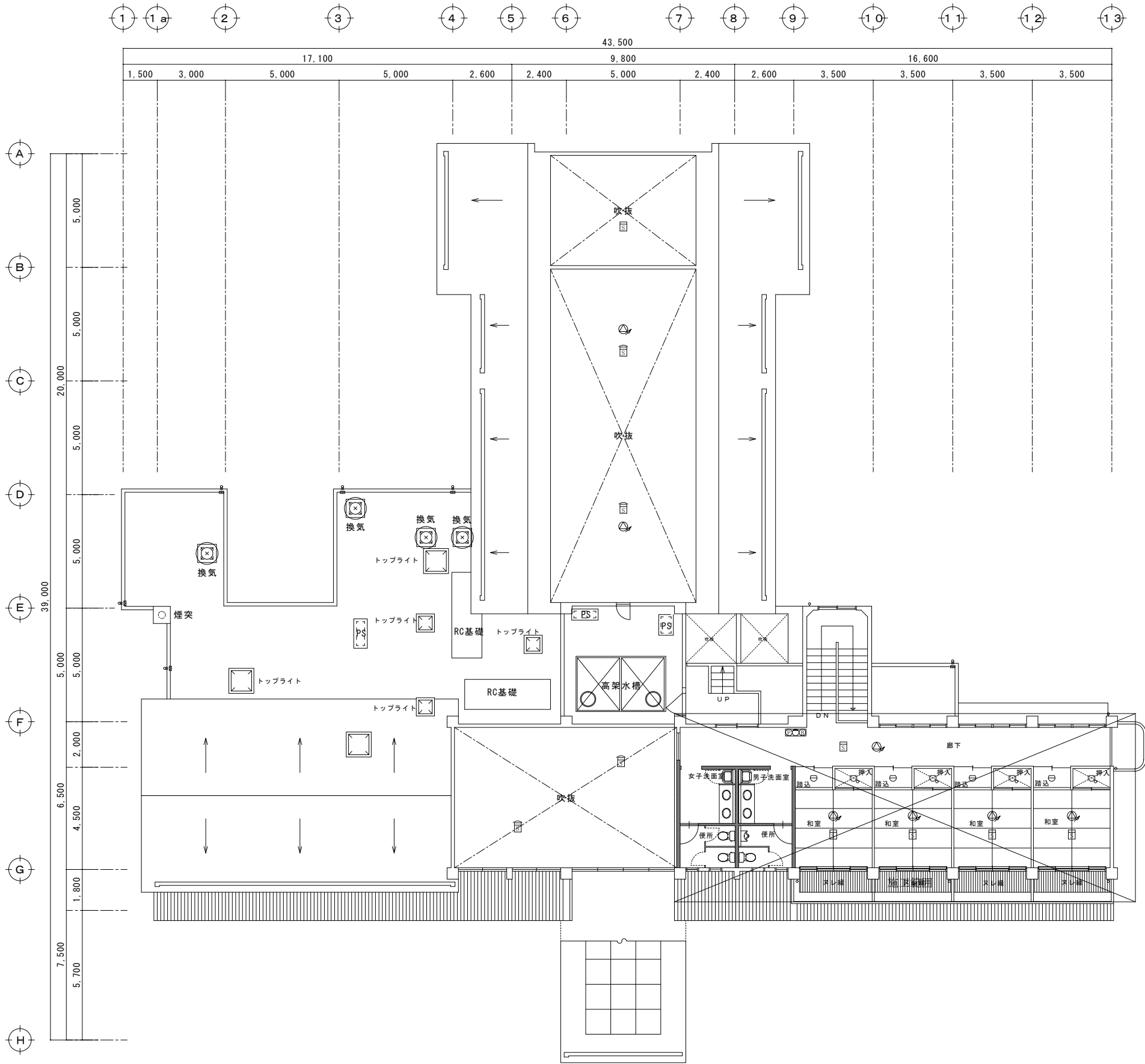


既設 配置図及び構内電灯設備平面図 S=1/200

工事名称		離島体験宿泊交流施設改修工事		工事年度		令和 7・8 年度	
工事場所		南城市知念字久高地内		図面名称		既設 配置及び構内電灯設備平面図	
発注機関		南城市土木建築部 都市整備課		縮 尺		S=1/250 (A1) S=1/500 (A3)	
摘 要				図面番号		E - 1 4	
検 印	管理建築士		設 計	製 図	名 称 上城技術情報株式会社		
					資格者氏名 1級建築士 録第212229号 宮城 富夫		
					登 録 番 号 (知事)登録第 155-983 号		
					所 在 地 宜野湾市嘉数二丁目18番20号		



工事名称		離島体験宿泊交流施設改修工事		工事年度		令和7・8年度	
工事場所		南城市知念字久高地内		図面名称		既設 1階電灯設備平面図	
免注要欄		南城市土木建築部 都市整備課		縮小 尺		S=1/100 (A1) S=1/200 (A3)	
摘要				図面番号		E-15	
		管理建築士 設計 製図		設計者名		上城技術情報株式会社	
検印				資格者氏名		1級建築士 設計212229宮城 富夫	
				登録番号		(知事)登録第 155-983号	
				所在地		宜野湾市嘉数二丁目18番20号	



注記
1. 施工範囲内において既存する弱電器具の取外しを行う。

既設 2階弱電設備平面図 S=1/100

既設

工事名称	離島体験宿泊交流施設改修工事	工事年度	令和 7・8 年度
工事場所	南城市知念字久高地内	図面名称	既設 2階弱電設備平面図
発注機関	南城市土木建築部 都市整備課	縮 尺	S=1/100 (A1) S=1/200 (A3)
摘 要		図面番号	E-18
検 印	管理建築士 設 計 製 図	設 名 称	上城技術情報株式会社
		資格者氏名	1級建築士 登録212229号 宮城 富夫
		登 録 番 号	(知事)登録第 155-983 号
		所 在 地	宜野湾市嘉数二丁目18番20号